

航空法施行規則第236条の82第1項第2号の規定により
飛行の方法に係る承認が不要な飛行の取扱い

1. 目的

航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第132条の86第5項第1号及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第236条の82第1項第2号の規定により、無人航空機を飛行させて農薬等の空中散布などを行う場合であって、所要の要件を満たす場合には、法第132条の86第3項及び第5項第2号の規定による飛行の承認が不要とされている。

本通達は規則第236条の82第1項第2号に規定する要件の詳細及び安全確保の方法の詳細等を定めることを目的とするものである。

2. 適用

本通達は、法第132条の86第5項第1号及び規則第236条の82第1項第2号の規定を適用して無人航空機を飛行させる場合に適用する。

3. 飛行の要件

法第132条の86第5項第1号及び規則第236条の82第1項第2号の規定により無人航空機を飛行させる場合には本項に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 飛行の方法に係る要件（規則第236条の82第1項第2号柱書き関係）

多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域で飛行させること。

(2) 機体の安全性に係る要件（規則第236条の82第1項第2号イ関係）

飛行の方法に応じ必要な機能及び性能を有するものとして国土交通大臣が定める基準に適合する無人航空機を飛行させること。

「国土交通大臣が定める基準に適合する無人航空機」について、具体の要件は次のとおりとする。

- ・第一種機体認証又は第二種機体認証を受けた機体であり、かつ、飛行の方法に応じて以下の要件を満たすことが、機体認証に係る審査の中で確認されていること。

①危険物輸送を行う場合：

危険物の輸送に適した装備が備えられていること。

②物件投下を行う場合：

不用意に物件を投下する機構でないこと。

③人又は物件から 30m 以上の離隔距離を確保できない飛行を行う場合：

第三者又は物件に接触した際の危害を軽減する以下に例示するシステムによる機能を有していること。

- a) プロペラガード
- b) 衝突した際の衝撃を緩和する素材
- c) 衝突した際の衝撃を緩和するカバー
- d) 衝突した際の衝撃を緩和するパラシュート

④夜間飛行を行う場合：

機体の向きを視認できる灯火が装備された機体であること。

(3) 機体の総重量に係る要件（規則第 236 条の 82 第 1 項第 2 号ロ関係）

夜間飛行、目視外飛行、人又は物件から 30m 以上の離隔距離を確保できない飛行を行う場合には、総重量 25kg 未満の無人航空機を飛行させること。

(4) 操縦者に係る要件（規則第 236 条の 82 第 1 項第 2 号ハ関係）

無人航空機を飛行させる者（操縦者）が、当該無人航空機を安全に飛行させるために必要な知識及び能力として飛行の方法に応じ国土交通大臣が定めるものを有していること。

「当該無人航空機を安全に飛行させるために必要な知識及び能力として飛行の方法に応じ国土交通大臣が定めるものを有していること」について、具体の要件は次のとおりとする。

①いずれの飛行の方法においても以下の要件を満たしていること。

- a) 飛行させる無人航空機の種類に係る限定を受けた一等無人航空機操縦士又は二等無人航空機操縦士の技能証明を有していること。
- b) 総重量 25kg 以上の機体を飛行させる場合には、技能証明について、当該総重量の限定変更（解除）が行われていること。
- c) 許可等が不要な場所又は訓練のために許可等を受けた場所で定期的に操縦練習を行い、次の表に掲げる操縦技量を維持すること。

項目	内容
対面飛行	対面飛行により、左右方向の移動、前後方向の移動、水平面内での飛行を円滑に実施できるようにすること。
飛行の組合	操縦者から 10m 離れた地点で、水平飛行と上昇・下降を組み合わせ飛行を 5 回連続して安定して行うことができること。
8 の字飛行	8 の字飛行を 5 回連続して安定して行うことができること。

②飛行の方法に応じてそれぞれ以下の要件を満たしていること。

a) 危険物輸送を行う場合：

関連法令等に基づいた危険物の取扱いが安全にできること。

b) 物件投下を行う場合：

訓練のために許可等を受けた場所又は屋内にて5回以上の物件投下の練習を行うとともに、物件投下の前後で安定した機体の姿勢制御ができること。

c) 夜間飛行を行う場合：

①の技能証明について、昼間飛行の限定変更（解除）が行われていること。

d) 目視外飛行を行う場合：

①の技能証明について、目視内飛行の限定変更（解除）が行われていること。

e) 農薬等の空中散布を行う場合：

空中散布等の前後及び最中で機体重量が変化する状況下においても、①c)の表に掲げる操作又は自動操縦が安定して行えるよう、また飛行操作を行いながらの散布を円滑に実施できるよう、訓練のために許可等を受けた場所又は屋内にて5回以上の空中散布の練習を行い、空中散布に係る操縦技量を習得していること（空中散布の訓練は実際の農薬ではなく危険物に該当しない水などを散布すること）。

(5) 飛行場所及び飛行高度に係る要件（規則第236条の82第1項第2号ニ関係）

無人航空機を飛行させる者その他の関係者が所有又は管理する土地であって、現に農業の用に供されている農地又は現に林業の用に供されている森林（これらに隣接し、かつ、これらと一体となって林業の用に供されている農業用道路その他の土地を含む。）の区域内において、地表若しくは水面又は農作物（樹木及び農林産物を含む。）の上端から4m以下の高さの空域において飛行させること。

「無人航空機を飛行させる者その他の関係者」とは次のいずれかに該当する者をいう。

①直接関与者：

操縦者、現に操縦はしていないが操縦する可能性のある者、補助者等無人航空機の飛行の安全確保に必要な要員。

②間接関与者：

飛行目的について操縦者と共通の認識を持ち、次のいずれにも該当する者。

a) 操縦者が、間接関与者について無人航空機の飛行の目的の全部又は一部に関与していると判断している。

b) 間接関与者が、操縦者から、無人航空機が計画外の挙動を示した場合に従うべき明確な指示と安全上の注意を受けている。なお、間接関与者は当該指示と安全上の注意に従うことが期待され、操縦者は、指示と安全上の注意が適切に理解されていることを確認する必要がある。

c) 間接関係者が、無人航空機の飛行目的の全部又は一部に関与するかどうかを自ら決定することができる。

③作業の発注者：

農薬等の空中散布等に係る作業を委託している場合に、当該作業を発注している者（作業実施時に飛行場所にいない場合を含む。）

また、「これらに隣接し、かつ、これらと一体となって農林業の用に供されている農業用道路その他の土地」とは、一般の交通の用に供しない農道、林道等を指し、具体的な例は次のとおり。

＜一般の交通の用に供しない農道＞

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条の農業用道路で、一般車両の通行がなく、専ら農業に係る作業に使用されるもの。

＜一般の交通の用に供しない林道＞

一般車両の通行がなく、専ら林業に係る作業に使用されるもの。

(6) 自動操縦に係る要件（規則第236条の82第1項第2号ホ関係）

夜間飛行又は目視外飛行を行う場合には、自動操縦により飛行させること。

(7) 輸送物件に係る要件（規則第236条の82第1項第2号ヘ関係）

危険物の輸送を行う場合は、農薬その他の人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通大臣が定めるものを輸送するものであること。

「農薬その他の人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通大臣が定めるもの」とは、次に掲げるものをいう。

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項又は第34条第1項に基づく登録を受けている（同法第3条第1項ただし書を除く。）農薬
- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に定義する肥料

(8) 飛行範囲の制限に関する機能等に係る要件（規則第236条の82第1項第2号ト関係）

無人航空機の飛行の範囲を制限する機能及び故障その他の不具合が生じた場合に飛行の安全を確保する機能（これらに類するものとして国土交通大臣が定める機能を含む。）を使用して飛行させること。

「無人航空機の飛行の範囲を制限する機能」とは、ジオフェンス機能を指す。

「故障その他の不具合が生じた場合に飛行の安全を確保する機能」とは、フェールセーフ機能を指し、例として次の機能が該当する。

- ・リターントゥホーム
- ・ホバリング

- ・自動着陸 等

「これらに類するものとして国土交通大臣が定める機能」とは、ジオフェンス機能及びフェールセーフ機能に類する機能を指し、具体的な例は次のとおり。

＜ジオフェンス機能に類する機能＞

- ・障害物検知機能
- ・自動操縦機能

＜フェールセーフ機能に類する機能＞

- ・強制落下（キルスイッチ）機能

(9) その他の飛行の方法に係る要件（規則第 236 条の 82 第 1 項第 2 号チ関係）

飛行の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が定める方法により飛行させるものであること。

「国土交通大臣が定める方法」とは次に掲げる方法を指す。

- ① 第三者の上空で無人航空機を飛行させないこと。万が一、飛行範囲への第三者の立ち入り等が生じた場合には、速やかに飛行を中止すること。
- ② 飛行前に、気象、機体の状況、飛行経路及び散布範囲（農薬等の空中散布を行う場合）について、安全に飛行できる状態であること、飛行させる場所が緊急用務空域に指定されていないことを確認すること。
- ③ 5 m/s 以上の突風が発生するなど、無人航空機を安全に飛行させることができなくなるような不測の事態が発生した場合には即時に飛行を中止すること。
- ④ 飛行前に、近隣で航行中の航空機を確認した場合には、飛行させないこと。
- ⑤ 飛行前に、周辺のほ場において飛行中の他の無人航空機を確認した場合には、飛行日時、飛行経路、飛行高度等について、他の無人航空機を飛行させる者と調整を行うこと。
- ⑥ 飛行中に、近隣で航行中の航空機を確認した場合には、着陸させるなど接近又は衝突を回避させること。
- ⑦ 飛行中に、周辺のほ場において飛行中の他の無人航空機を確認した場合には、着陸させるなど接近又は衝突を回避させ、飛行日時、飛行経路、飛行高度等について、他の無人航空機を飛行させる者と調整を行うこと。
- ⑧ 物件のつり下げ又は曳航は行わないこと。
- ⑨ 十分な視程が確保できない雲や霧の中では飛行させないこと。
- ⑩ 雨の場合や雨になりそうな場合は飛行させないこと。
- ⑪ ヘリコプターなどの離着陸が行われるなどの航行中の航空機に衝突する可能性があるような場所では飛行させないこと。
- ⑫ 次の場所や施設の付近では飛行させないこと。
 - ・ 第三者の往来が多い場所や学校、病院、神社仏閣、観光施設などの不特定多数の

人が集まる場所の付近

- ・ 高速道路、交通量が多い一般道、鉄道の付近
- ・ 高圧線、変電所、電波塔及び無線施設等の施設付近

- ⑬夜間飛行を行う場合には、以下の要件を満たすこと。
- a) 機体の灯火が容易に認識できる範囲内での飛行に限定すること。
 - b) 日中、飛行させようとする経路及びその周辺の障害物件等を事前に確認し、適切な飛行経路を選定すること。
 - c) (12)の規定により配置する補助者についても、飛行させている無人航空機の特性を十分理解させておくこと。
 - d) 夜間の離着陸場所において車のヘッドライトや撮影用照明機材等で機体離着陸場所に十分な照明を確保すること。
- ⑭目視外飛行を行う場合には、以下の要件を満たすこと。
- a) 飛行の前には、飛行ルート下及び散布範囲（農薬等の空中散布を行う場合）に第三者がいないことを確認し、双眼鏡等を有する補助者のもと、目視外飛行を実施すること。
 - b) (12)の規定により配置する補助者についても、飛行させている無人航空機の特性を十分理解させておくこと。
- ⑮人又は物件との距離が 30m以上確保できる離着陸場所を可能な限り選定するとともに、周辺の第三者の立ち入りを制限できる範囲で飛行経路を選定すること。
- ⑯危険物の輸送を行う場合、危険物の取扱いは、関連法令等に基づき安全に行うこと。
- ⑰総重量 25kg 以上の無人航空機を飛行させる場合は、第三者の負傷や交通障害等の不測の事態が発生した場合に十分な補償が可能となる第三者賠償責任保険に加入していること。
- ⑱農薬等の空中散布を行う場合であって、当該散布範囲の近傍で無人航空機を離着陸させる場合には、(12)に定める立入管理措置を講じた上で、第三者及び第三者の物件と十分な離隔距離を確保すること。
- ⑲農薬等の空中散布を行う場合には、その安全な使用のため、農薬取締法等の関係法令に従って行うとともに、「農薬の空中散布に係る安全ガイドラインの制定について」（令和元年7月30日付け元消安第1388号）等の関連通知に留意して実施すること。
- ⑳非常時の連絡体制を確立すること。
- ㉑「無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領」に定める事態が発生した場合には、当該要領に基づき、飛行経路を管轄する官署に対し、ドローン情報基盤システム（事故等報告機能）を用いて速やかに報告すること。
- ㉒負傷者の救護が必要な事態が発生した場合は、直ちに無人航空機の飛行を中止し、「無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領」に示す救護措置を行うこと。

(10) 飛行マニュアル作成及び遵守（規則第 236 条の 82 第 1 項第 2 号リ関係）

規則第 236 条の 75 第 1 項の措置を講じた上で飛行させること。

「規則第 236 条の 75 第 1 項の措置」とは、少なくとも以下の事項を記載した規程の作成及び当該規程の遵守を指す。

- ①使用する無人航空機の定期的な点検及び整備に関する事項
- ②無人航空機を飛行させる者の技能の維持に関する事項
- ③当該無人航空機が飛行に支障がないことその他飛行に必要な準備が整っていることの確認に関する事項
- ④無人航空機を飛行させる者及び補助者の役割分担その他無人航空機の飛行に係る安全管理体制に関する事項
- ⑤無人航空機の事故等が発生した場合における連絡体制の整備その他必要な措置に関する事項
- ⑥その他飛行の特性に応じた措置に関する事項

本通達を適用して無人航空機を飛行させる場合の①～⑥の具体的な事項については、「航空局標準マニュアル（航空法施行規則第 236 条の 82 第 1 項第 2 号の規定により飛行の方法に係る承認が不要な飛行）」のとおりとし、原則として当該標準マニュアルを使用すること。ただし、当該標準マニュアルを適用することが困難な場合等にあつては、次に掲げる事項等を記載したマニュアルを作成すること。

<飛行マニュアルの規定内容>

1. 総則
 - a 目的
 - b 適用の範囲
2. 無人航空機の安全性、点検・整備
 - a 無人航空機の機体認証
 - b 機体の点検・整備の方法（飛行前点検、飛行後点検、定期点検を含む。）
 - c 点検・整備記録の作成
3. 無人航空機を飛行させる者の技能、訓練及び遵守事項
 - a 操縦者の技能証明
 - b 操縦技量の維持
 - c 空中散布のための操縦練習（農薬等の空中散布を行う場合）
 - d 夜間における操縦練習
 - e 目視外飛行における操縦練習
 - f 物件投下のための操縦練習
 - g 飛行記録の作成
 - h 無人航空機を飛行させる者が遵守しなければならない事項

4. 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制
 - a 無人航空機を飛行させる際の基本的な体制
 - b 人又は家屋の密集している地域の上空における飛行（4項の規定を適用する場合に限る。）、又は地上又は水上の人又は物件との間に30mの距離を保てない飛行を行う際の体制
 - c 夜間飛行を行う際の体制
 - d 目視外飛行を行う際の体制
 - e 危険物の輸送を行う際又は物件投下を行う際の体制
 - f 目視内飛行であって補助者を配置せずに空中散布を行う際の基本的な体制（農薬等の空中散布を行う場合）
5. 無人航空機の事故等が発生した場合における連絡体制の整備その他必要な措置に関する事項

(1 1) 飛行経路に係る要件（規則第236条の82第1項第2号又関係）

無人航空機の飛行経路下に地上又は水上の物件が存しない場合に飛行させること。

「物件」とは第三者の物件（車両等及び工作物のうち、操縦者及びその関係者（無人航空機の飛行に直接的又は間接的に関与している者）が所有又は管理する物件以外のもの）を指す。

(1 2) 立入管理措置に係る要件（規則第236条の82第1項第2号ル関係）

補助者の配置その他の無人航空機の飛行経路下において無人航空機を飛行させる者及びこれを補助する者以外の者の立入りを管理する措置（以下「立入管理措置」という。）を講じて飛行させること。

①飛行の方法に応じ、次に掲げる立入管理措置を講じ、飛行の範囲内に第三者の人がないことを担保すること。

- a) 夜間飛行、危険物の輸送、物件投下を行う場合には、原則として安全を確保するために必要な人数の補助者を配置すること。ただし、補助者の配置が困難な場合は、塀やフェンス等を設置することや、第三者の立入りを制限する旨の看板やコーン等を飛行範囲や周辺環境に応じて設置することにより立入管理区画を明示し、第三者の立入りを確実に制限することを以て補助者の配置に代えることができる。
- b) 目視外飛行を行う場合には、安全を確保するために必要な人数の補助者を配置すること。
- c) a)、b)以外の飛行を行う場合には、次に掲げるいずれかの措置を講じること。
 - (i) 安全を確保するために必要な人数の補助者を配置すること。
 - (ii) 塀やフェンス等を設置することや、第三者の立入りを制限する旨の看板や

コーン等を飛行範囲や周辺環境に応じて設置することにより立入管理区画を明示し、第三者の立入りを確実に制限すること。

②①により配置する補助者は、飛行経路及び散布範囲（農薬等の空中散布を行う場合に限る。）全体を見渡せる位置において、無人航空機の飛行状況、散布状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視し、操縦者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うとともに、飛行範囲及び散布範囲に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行うこと。また、飛行場所付近の人又は物件への影響をあらかじめ現地で確認・評価し、補助者の増員等を行うこと。

③農薬等の空中散布を目視内飛行により行う場合であって、かつ、補助者を配置せずに飛行させる場合には、① a) 及び c) の要件に加えて以下の要件を満たすこと。

- a) 飛行場所に接近する可能性のある人や車両への衝突リスクを回避するため、飛行の精度に由来する「位置誤差」と、物体としての危険性に由来する「落下距離」を合算して、飛行範囲の外側に立入管理区画を設定する。
- b) 製造者等が保証した「位置誤差」、「落下距離」（飛行の高度及び使用する機体に基づき、当該使用する機体が飛行する地点から当該機体が落下するまでの距離として算定されるもの）に応じて、立入管理区画を設定する。
- c) 製造者等が保証した「位置誤差」等が示されていない場合には、「航空局標準マニュアル（航空法施行規則第 236 条の 82 第 1 項第 2 号の規定により飛行の方法に係る承認が不要な飛行）」に基づき、飛行範囲の外周に立入管理区画を設定する。
- d) 立入管理区画では、人や車両の接近の可能性がある場合に、飛行場所の状況に即した注意を求める対応を行う。

（注意喚起措置の例）

看板等の設置

空中散布の実施区域及びその周辺への事前周知の徹底

空中散布の実施前、合間の見回り

4. 人又は家屋の密集している地域の上空の飛行をあわせて行う場合の取扱い

法第 132 条の 86 第 5 項第 1 号及び規則第 236 条の 82 第 1 項第 2 号の規定を適用して無人航空機を飛行させる場合であって、かつ人又は家屋の密集している地域の上空を飛行させる場合には、3 項に掲げる要件に加えて、法第 132 条の 85 の規定に従って飛行させる必要がある。

この場合に、法第 132 条の 85 第 3 項の規定に基づき、

- ・技能証明を受けた者が立入管理措置を講じた上で、機体認証を受けた無人航空機（総重量 25kg 未満の機体に限る。）を飛行させる場合であって、かつ、
- ・航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める措置を講じる場合、

には、人又は家屋の密集している地域の上空の飛行に係る許可の取得は不要となるところ、次に掲げる要件を満たす場合には、法第 132 条の 85 第 3 項に定める要件を満たす。

- (1) 3 項に掲げるいずれの要件も満たすこと。
- (2) 総重量 25kg 未満の無人航空機を飛行させること。
- (3) 第一種機体認証又は第二種機体認証に係る審査の中で以下の要件を満たすことが確認されていること。
第三者又は物件に接触した際の危害を軽減する以下に例示するシステムによる機能を有していること。
 - a) プロペラガード
 - b) 衝突した際の衝撃を緩和する素材
 - c) 衝突した際の衝撃を緩和するカバー
 - d) 衝突した際の衝撃を緩和するパラシュート
- (4) 原則として補助者を配置すること。ただし、補助者の配置が困難な場合は、塀やフェンス等を設置することや、第三者の立入りを制限する旨の看板やコーン等を飛行範囲や周辺環境に応じて設置することにより立入管理区画を明示し、第三者の立入りを確実に制限することを以て補助者の配置に代えることができる。(3 項の規定に基づき補助者の配置が必要な場合には、ただし書きを適用できないことに留意すること)
- (5) 無人航空機の飛行について、補助者が周囲に周知を行うこと(補助者を配置しない場合を除く。)

5. その他

(1) 飛行計画通報及び飛行日誌の備付・記載の扱い

本通達を適用して、人口集中地区上空の飛行、夜間飛行、目視外飛行、人又は物件から 30m 以上の離隔距離を確保できない飛行、危険物の輸送、物件投下を行う場合には、法第 132 条の 87 の「特定飛行」に該当するため、法第 132 条の 88 第 1 項の規定により飛行計画を通報しなければならない。また、法第 132 条の 89 の規定により飛行日誌を備え、かつ、航空の用に供した場合等には飛行日誌に所定の事項を記載しなければならない。

附則（令和 8 年 3 月 23 日 国空無機第 338898 号）

この通達は、令和 8 年 3 月 23 日から施行する。